

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成30年4～6月分)

## 相談の受付件数

- 平成30年4～6月の受付件数は123件。
- ブロック別の内訳は東北2件、関東75件、中部1件、近畿34件、九州11件。

## 相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(88件(元請43件、下請42件、専門工事業者3件))。他には、発注者(6件)等からの相談があった。

## 主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の半数以上を占め、相談件数は昨年度1～3月期の62件から70件へと増加した。うち、加入すべき保険や現場入場に係る問合せが39件、法定福利費や標準見積書に係る問合せが25件寄せられた。また、建設業法全般(35件)に関する問合せも多く寄せられた。主な相談内容は具体的には次のとおり。  
(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

### <社会保険加入対策に関する情報>

#### 【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 加入すべき社会保険について教えていただきたい。(5月・建設業者)
- 各事業所の形態等に応じて加入すべき保険は異なるので、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲について整理したものを参考にしていきたい。  
また、加入すべき保険について、フローチャート方式で確認できる様式を作成しているので、こちらも参考にしていきたい。  
(適切な保険の範囲：<http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf>)  
(フローチャート：<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)
- ・ 直轄工事で、一次下請業者が法人の場合は、社会保険に加入していないと下請契約ができないと認識しているが、下請業者の労働者が1ヶ月未満の短期雇用の場合、社会保険に未加入でもいいのか。(6月・下請建設業者)
- 1ヶ月未満の日々雇用の場合は、健康保険・厚生年金保険は適用除外となるので、個人で国民健康保険・国民年金に加入することとなる。
- ・ 一次下請で一人親方と二次下請契約を締結しようとしているが、直轄工事においては、社会保険に加入していないと現場入場できないのか。(6月・元請建設業者)
- 一人親方は、国民健康保険及び国民年金に個人で加入していれば適切な保険なので、現場入場はできる。

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	1
	④ 適切な設計変更	1
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	37
	⑭ 元下関係	7
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	39
	⑯ 法定福利費関係	25
	⑰ その他	6
その他	⑱ その他	6

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

## 主な相談内容その2

### 【法定福利費について】

- ・元請より法定福利費を内訳明示した見積書を提出すると言われた。趣旨と手順のわかるものがないか。(4月・下請建設業者)
- 社会保険には加入しなければならないものであるが、**従来の総額見積もりでは法定福利費がどのように取り扱われているかわからないため、これを明示するものである**。資料としては国土交通省HP内に「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」というものがあるので、こちらを参照されたい。(法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順：<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)
- ・当方は発注者で、元請業者から受領する見積書に法定福利費が計上されているが、法定福利費は元請と下請間だけではないのか。(6月・発注者)
- 法定福利費については、**公共工事、民間工事の別を問わず、発注者が所要額を適切に見込むことが必要**である。

### 【その他社会保険加入対策について】

- ・元請から、3保険の加入についての誓約書を提出してもらうかもしれないと連絡があった。現在加入状況がわかるものを準備しようとしているが、具体的にはどのような書面になるのか教えてほしい。(4月・下請建設業者)
- 各保険の領収済通知書や、健康保険や厚生年金保険であれば標準報酬決定通知書などが考えられる。その他、元請にも確認されたい。

### <建設業法全般に関する情報>

- ・当社は機械器具設置工事の許可をもっている。機械器具設置工事をする際には附帯工事として電気工事が行われることが多いが、電気工事の許可を持っておらず、現場に技術者を配置できない場合にはどのようにしたらよいか。(5月・元請建設業者)
- 附帯工事が500万円を超える場合、主任技術者又は主任技術者相当の技術者を配置できる場合には、その技術者を専門技術者として配置できれば工事ができる。技術者を配置できない場合には、許可を持った建設業者と下請契約を締結して施工させることになる。
- ・当社は特定の許可を持つ建設業者である。今回、元請として1億円の工事を請け負うところであるが、施主は竣工払いを希望している。必要経費の捻出を考えると当社としては出来高払いとしたいところである。施主から元請への支払方法について建設業法における縛りはあるのか。(5月・元請建設業者)
- 請負代金の支払方法については、当事者間の取り決めにより自由に決められる、ということが原則である。ただし、ガイドラインでは出来高払い制度を利用した迅速かつ適正な支払いを行うことを薦めている。(発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン：<http://www.mlit.go.jp/common/000234749.pdf>)

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根拠	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	1
	④ 適切な設計変更	1
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価等関係の事後情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	3 7
	⑭ 元下関係	7
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	3 9
	⑯ 法定福利費関係	2 5
	⑰ その他	6
その他	⑱ その他	6

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)